

第1回延岡市農業委員会会議録

(令和5年7月28日)

1. 開催日時 令和5年7月28日(金)午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畠 志良一
4	片伯部 芳徳	5	菊池 光雄	6	
7		8	須藤 寛之	9	貫 蘭
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11		12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19	戸高 久文	20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第2号 農地法第4条の許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の許可申請について

議案 第4号 非農地証明願いについて

報告 第1号 農地法第4条の届出について

報告 第2号 農地法第5条の届出について

報告 第3号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第1号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議 第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

協議 第3号 延岡市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤敬洋	局長補佐兼農地係長	佐藤友美	農政係長	菊池麻里子
農地係 主査	甲斐正紀	農地係 主任主事	清田則生	農政係 主事	永倉由貴
北方産業建設課 主査	堀川裕貴	北浦産業建設課 専門主事	梅田勝徳	北川産業建設課 主事補	甲斐健太

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願ひ致します。
会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第1回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数19名中17名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号3番 花畠委員と委員番号 19番 矢野委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第1号 農地法第3条所有権の移転についてから議案第4号 非農地証明願いについてまでの議案4件、報告案件4件、協議案件3件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。なお、整理番号9番については、黒田五司農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。整理番号1番について、委員番号19番 矢野光一委員より説明をお願い致します。</p>
矢野委員	<p>委員番号 19番 矢野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は二ツ島町、田4筆で 1,006 m²、畑1筆 406 m²、合計で 1,412 m²です。譲渡人は二ツ島町在住、譲受人は稻葉崎町在住の方です。譲受人の経営状況は 0 m²、労力人は2人で、理由は農地の有効活用です。</p> <p>7月 23日に私と甲斐(充)推進委員、譲受人の3名で現地調査を致しました。譲渡人が施設に入所することになったので、譲受人が家屋を購入し、その周辺の農地も購入したいとのことでした。譲渡人の田と畑の一部は以前から他の人に貸しているので、まずは耕作されていない畑で露地野菜を作ることから始め、徐々に耕作面積を広げていく予定だそうです。8月中に引っ越しを済ませ、その後畑の草刈りをして大根や白菜を育てたいとのことでした。地域との調和要件は問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲は十分であり、特に問題無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号2番から4番について、委員番号 15番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	<p>委員番号 15番 牧野です。整理番号2番から4番について説明致します。まず整理番号2番についてです。所在は小野町、田1筆で 991 m²です。譲渡人は古城町在住、譲受人は小野町在住の方です。譲受人の状況は 11,343 m²で理由は経営規模拡大です。</p> <p>7月 25日、私と甲斐(秀)推進委員、譲受人の3人で現地確認を致しました。水稻が作付けられており、よく管理されておりました。地域との調和要件も問題ないと判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番について説明致します。所在は小野町、田1筆で 1,018 m²です。譲渡人は整理番号2番と同じ方で、譲受人は小野町在住の方です。譲受人の状況は 2,358 m²で</p>

	す。
	7月 26 日、私と甲斐(秀)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。水稻が作付けされ、よく管理されておりました。地域との調和要件も問題ないと判断致しました。
	次に整理番号4番についてご説明致します。所在は小野町、畑1筆で 278 m ² です。譲渡人は野田在住、譲受人は岡富町の介護施設の会社です。
	7月 25 日、私と甲斐(秀)推進委員、譲受人の会社の社長3人で現地調査を致しました。申請地は介護施設の周りの土地で草が生えておりましたが、介護施設の職員が草刈りをして畑として使いたいということでした。周りは擁壁で管理されており、地域との調和要件は何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号5番から7番について、委員番号5番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	委員番号5番 菊池です。整理番号5番から7番について説明致します。まず整理番号5番です。農地の所在は北方町曾木、畑2筆で 1,550 m ² です。譲渡人は北方町曾木在住、譲受人は北方町板下在住の方です。この二人は遠い親戚に当たるそうです。譲渡人が今度施設に入ることになり、農地を整理しておきたいということで申請に至ったようです。
	7月 26 日、私と甲斐(正)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。地域との調和要件は何ら問題ないと判断致しました。
	次に6番についてご説明致します。農地の所在は北方町曾木、畑1筆で 979 m ² です。譲渡人、譲受人とも北方町角田在住です。理由は経営規模拡大です。
	7月 26 日、私と甲斐(正)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。申請地は主に栗畑できれいに管理されていましたが譲渡人の家から少し離れていることもあり、高齢で続けていくことが困難になったため、近くに栗畑のある譲受人に譲渡の話を持ち掛けたそうです。地域との調和要件については問題ありません。
	次に整理番号7番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、田2筆で面積は 797 m ² です。譲渡人、譲受人ともに北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大です。譲渡人は高齢のため管理ができなくなり、近くの譲受人に譲渡するための申請です。譲受人自身は高齢ですが、定年退職した娘婿が一生懸命に農業をやっております。
	7月 26 日、私と甲斐(正)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。地域との調和要件は何ら問題ないと判断致しました。
	皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号8番について、委員番号8番 須藤寛之委員より説明をお願い致します。
須 藤 委 員	委員番号8番 須藤です。整理番号8番について説明致します。農地の所在は北川町川内名、田1筆で面積は 474 m ² です。譲渡人は上大瀬町在住、譲受人は宮崎市在住の方ですが実家が北川町にあり、毎週通って耕作しています。譲渡人は高齢で農業を続けることができないため、隣接地を耕作している譲受人に頼んだそうです。

	7月22日、私、池内推進委員、譲受人の3名で現地調査を致しました。この田は譲渡人に頼まれ10年前から水稻を作付けしており、譲受後も引き続き水稻を作付けすることなので、何も問題は無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
	18番 松田委員。
松田(宗)委員	18番 松田です。整理番号1番についてお伺いします。譲受人は経営状況0m ² でこれから農業を始めるということですが、この方は兼業ですか。それから田が4筆ありますが、農機具についてはどうされているのでしょうか。
議長	19番 矢野委員。
矢野委員	はい、19番 矢野です。今のご質問についてお答えします。まず兼業農家かどうかのご質問ですが、今60歳で65歳までは兼業でしたいとのことでした。農機具はまだ持っていないので、田の耕作はすぐには取り組まないということでした。5年後をめどに専業できるよう計画をしているという話でした。
議長	よろしいですか。 他にはありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 では黒田推進委員は退席をお願いします。
	(黒田推進委員が退席)
	次に、整理番号9番について、委員番号 16番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。

安 藤 委 員	<p>委員番号 16 番 安藤です。整理番号9番について説明致します。農地の所在は北川町長井、田1筆 1,526 m²、畑1筆 562 m²、合計 2,088 m²です。譲渡人は小野町在住、譲受人は北川町長井在住の方です。譲受人の経営状況は 21,173 m²、労力人は2人で、理由は経営規模拡大です。譲渡人は高齢で農業を続けることが困難なため、数年前から田を貸して耕作してもらっている譲受人に贈与することでした。</p> <p>7月 22 日に現地調査を致しました。譲受人は当地区のリーダーとして活躍しております。地域との調和要件は何ら問題ありません。譲受人の経験、意欲は十分であり、特に問題はないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願ひ致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、安藤委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 黒田推進委員の入室をお願いします。
	(黒田推進委員が入室する。)
牧 野 委 員	続きまして、議案第2号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号 15 番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
	委員番号 15 番 牧野です。整理番号1番について説明致します。所在は下三輪町、畑2筆で 518 m ² です。申請人は大武町在住の方です。60 年以上前に農家住宅を建てていて、居住者が亡くなり、処分したいための追認申請ということです。
議 長	7月 25 日、私と、県から1人、事務局から2人、甲斐(秀)推進委員、申請人の代理人の行政書士の方で現地調査を致しました。何も問題ないと判断致しました。以上です。
	次に、整理番号2番について、委員番号 13 番 高橋利喜哉委員より説明をお願い致しま

	す。
高 橋 委 員	<p>委員番号 13 番 高橋です。整理番号2番について説明致します。所在は石田町、畠3筆で面積は 708 m²です。申請人は石田町在住の方です。申請地はお父さんの代から果樹園についていたところで、その後果樹がならなくなって雑木が立っておりました。</p> <p>7月 25 日、私と山内推進委員、県から1名、事務局から2名、申請人で現地調査を致しました。県の担当者が土砂が畠や北の田の方に流入しないように、くれぐれも注意するようにとのことでした。昭和 30 年頃に資材置場として使われており、追認申請が出されています。何も問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に農家用住宅として整地され転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号 2 番につきましては、延岡 IC から 300m 以内に存するため第3種農地となり立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	何かございませんか。
議 長	異議なし。
	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
高 橋 委 員	<p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件も県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号 13 番 高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 13 番 高橋です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は下伊形町、畠1筆で 115 m²です。譲渡人、譲受人とも下伊形町在住の方です。理由は資材置場です。</p> <p>7月 25 日、県から1名、事務局から2名、私と岩切推進委員と譲受人とで現地調査を致しました。譲渡人が造園業をしており、申請地は以前から木等が植えられております。地域との調和要件は何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。

事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p><u>整理番号1番</u>につきましては、周辺をゴルフ練習場や水路、山林、樹園地などで分断された、生産性の低い第2種農地となります。業務上必要な施設として、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に資材置場として整地され転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p><u>整理番号1番</u>について、委員番号 10 番 松下康廣委員より説明をお願い致します。</p>
松下委員	<p>委員番号 10 番 松下です。整理番号 1 番について説明を致します。農地の所在は熊野江町、畠1筆で 911 m²です。申請人は大分市在住の方で、申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。お手元に現地の写真があると思いますが、現況は原野です。</p> <p>7月 25 日、甲斐(孝)推進委員、甲斐(充)推進委員、私と申請人で現地調査を致しました。進入路の入り口にはイノシシが土を掘り起こした跡もあり、今後農地として使用することは困難だという結論に至りました。非農地として認めざるを得ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号5番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	<p>委員番号5番 菊池です。整理番号2番について説明致します。所在は北方町曾木、畠1筆で 1,654 m²です。申請人は北方町曾木在住、申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>7月 26 日、私と甲斐(正)推進委員、甲斐(詳)推進委員と申請人立ち会いのもと現地調査を致しました。写真を見てもわかる通り、林というより森になっています。もう農地に戻すことは不可能と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。

議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第1号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。 議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、畠が1筆の23m ² の転用となっております。 次に、報告第2号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、7件の届出があり、田が9筆の3,429m ² 、畠が4筆の1,321m ² 、計13筆の4,750m ² の転用となっております。 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書に記載しております1件の届出があり、田が11筆の6,166m ² の合意解約となっています。 次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 今回12件の届出があり、田が33筆の22,227m ² 、畠が21筆の9,926m ² 、計54筆の32,153m ² となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、事務局より報告がありましたら、報告内容について、ご質問はございませんか。
矢野委員	委員番号19番 矢野委員。
矢野委員	はい、委員番号19番 矢野です。報告第4号の整理番号12番の中に現況が墓地になっているところがありますが、こういうところはどのように指導していくのでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	お答えします。墓地については墓地埋葬法という法律があり、新たに墓地は作れないのですが、法律が施行される前に建てられたものなら認められます。法的に認められるものなら現状のままでしかないかと思います。
矢野委員	わかりました。ありがとうございます
議長	他にありませんか。
委員	ありません。

議 長	<p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第1号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、総合農政課よりご説明をお願い致します。</p>
総合農政課	<p>総合農政課の吉岡です。</p> <p>協議第1号「延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を説明します。変更内容は、農用地区域からの除外です。</p> <p>申請地は、延岡市片田町 3759 番 2 で、用途区分は、農地、現況地目が、田、面積は 86 m²です。変更理由は、電気事業法による送電線路建設を行うためであり、事業計画者は、九州電力送配電株式会社（宮崎支社長 長嶺 茂）です。農地法上は、公共性の高い事業であるため農地転用の許可は不要となっています。</p> <p>申請地は電気事業法による送電事業として、日向変電所から延岡の恒富変電所間に高圧電力を供給するために送電線を建設するにあたり、計画実施の範囲内において農用地区域除外の必要性が生じたことから申請となりました。</p> <p>本計画は、公共性の高い事業であり、本申請については事業実施に対し必要最小限の面積となっています。また、周辺農地への農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れや土地改良施設の機能を損なう恐れがないことも確認済みであり、除外するための要件を満たしています。よって、申請地については、農用地区域から除外することが妥当であると判断しました。</p> <p>続きまして、案件番号2番です。</p> <p>変更内容は、農用地区域からの除外で、申請地は、北方町南久保山字坂ノ下子 3264-2、3265 の 2 筆です。用途区分は、農地で現況地目も、田、面積は、計 1,947 m²です。変更理由は、植林転用のためで、事業計画者は、北方町在住の T さんです。農地法上の処理は、農地法第4条となります。</p> <p>申請地は別紙の斜線部分で、農用地区域内になりますが、原野化しており機械の乗り入れが困難となっています。また、山間地に位置する農業生産条件の不利な農用地であり、農地利用は非常に困難です。</p> <p>除外するための要件につきましては、上述のとおり、申請地は農地利用が難しい土地であり、このまま放置し、山林原野化が進めば鳥獣の住処になる危険もあります。また隣接する農地もなく、植林することによる周辺の土地へ悪影響を及ぼすことは考えられません。</p> <p>耕作が厳しい土地の有効活用が目的であるため、代替地の検討はできませんでした。以上より、除外はやむを得ないと考えております。</p>
議 長	<p>何かご質問はありますか。</p> <p>松原推進委員。</p>
松原推進委員	<p>案件番号2番について質問があります。植林する地域の西側に田があります。植林後は田が日陰になってしまうのではないか。</p>
議 長	<p>総合農政課。</p>
総合農政課	<p>地図上では田になっていますが、現地調査の結果、ここは田として使われていませんでした。</p>
議 長	<p>松原推進委員。</p>

松原推進委員	農振地域の真ん中だけを除外することはできるのでしょうか。今回、除外の対象になったのは農振地域の真ん中にある土地と思われますが。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	お答えします。現地を見て頂くとわかるのですが。申請地は農振地域の真ん中でなく、端になります。申請地の北側、南側に農地が広がっており、申請地の辺りはちょうど何も無い地域です。申請地の下あたりには栗林が広がっています。現状は山で、雑木林のようになっています。何も農地に影響を及ぼすような地域ではありません。
議長	松原推進委員。
松原推進委員	田のところも農振から除外されているのでしょうか。
総合農政課	田のところは農振地域にはいってなくて、申請地が農振地域の端になります。
松原推進委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	他にありませんか。
委員	ありません。
議長	質問もないようですので、次に移ります。協議第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の28ページから29ページになりますが、 まず、28ページの整理番号1番から9番が個別案件での促進計画となっております。 次に、議案書29ページが耕作者変更の促進計画となっております。
	今回の促進計画では、28ページの表下にあるとおり6人の出し手から9筆、4,887m ² の農地を個人1人と1法人に配分しますとともに、耕作者変更については29ページの表下にあるとおり1人の出し手から1筆、578m ² の農地を個人1人に分配する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
	次に、協議第3号 延岡市農業委員会 農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	農地パトロール実施要領(案)について説明致します。来月から10月頃にかけて農地パトロール(利用状況調査)を行うことになっております。実施する内容は、皆様の担当地区をまわって、耕作されていない農地の把握、違反転用の有無などを確認して頂くということです。

	<p>10月をめどに利用状況調査を終わらせて結果を事務局に提出していただくことになります。8月の初めころに地図や調査用紙等をお渡しして利用状況調査の実施について詳しく説明する機会を設けたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>一部の方には紙の調査票と併用してタブレットを使って頂くことになっています。タブレットを使う方に関しては8月7日か8日のどちらか都合のいい日に説明会をすることにしております。この時に地図と調査用紙をお渡しします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>委員番号 18番 松田委員。</p>
松田(宗)委員	<p>委員番号 18番 松田です。農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)の第3条(5)に「相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認」とありますが、私達は地図を見てもどこが該当農地かわからないのですが。</p>
事務局	<p>一部の方が納税猶予制度の適用を受けていますが、そういう方たちが所有する農地は事務局で把握しております。実施要領には納税猶予制度適用や色々な場合が記載されていますが、委員さんにお願いすることはただ耕作されているか、されていないかです。それだけを確認していただければ、あとは事務局で調べます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p>
事務局 (事務局より説明)	
議長	<p>以上を持ちまして第1回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

3番 花畠志良一

19番 矢野光一